

〔博士論文要旨〕

日本近代社会成立期の民衆運動

— 困民党研究序説 —

本稿は、一八八〇年代の松方デフレ期に起こった負債に関する騒擾（負債農民騒擾）について、その実態を明らかにするとともに、それを日本の民衆運動史の中に位置づけようとしたものである。負債農民騒擾とは、借金の返済ができなくなった負債民たちがその据置きと延納を債主に対して要求した運動の総称である。また、そのような運動を行った集団は、困民党とか借金党などと言われることがある。日本近代社会の成立期に起こった民衆運動は多様であり、それを一括して論じることができないが、負債農民騒擾には、この時期の民衆運動の特質がよく現われているので、本論のタイトルを『日本近代社会成立期の民衆運動』とし、サブ・タイトルを『困民党研究序説』とした。

本論の構成は、次の通りである。

	まえがき
序章	日本近代社会成立期の民衆運動
第一章	困民党とは何か
1	困民党とは何か
2	困民党と自由民権運動
第二章	負債農民騒擾の概略
1	全国的概略
2	府県別概略
第三章	負債農民騒擾の条件
1	要求内容と客観的条件
2	主体的条件——困民党の意識
第四章	近世の土地慣行と近代的土地所有

稲 田 雅 洋

1 近世の土地制度と土地慣行
2 近代的土地法令の成立

第五章 松方デフレ期の土地問題

1 質地請戻し訴訟と地券名請
2 身代限処分急増

第六章 負債農民騒擾の行動論理

1 在来金融と新しい金融
2 負債農民騒擾の組織と行動

第七章 秩父事件

1 秩父事件の歴史的位置
2 秩父事件と自由民権運動

第八章 困民党と近代日本

1 困民党と小作争議
2 困民党と近代日本

終章 困民党研究の深化のために
あとがき

以下、各章の内容の概略を述べていくことにする。

序章では、本論の課題として以下の三点を挙げた。①負債農民騒擾は、全国で六〇数件が確認されているにもかかわらず、これまでの研究では、秩父事件などごく一部の事件だけを典型としてそのイメージが作られてきたが、本論ではできるだけ多くの事例を取り上げて、その実像を構成

する。②従来の研究では看過されてきた負債農民騒擾の主体的条件、つまり運動を支えた意識・思想および組織について解明する。③旧来の研究では、困民党・負債農民騒擾の成果と課題とは、ほとんど論証のないまま、初期社会主義や小作争議に引き継がれていくとされてきたが、本論では困民党・負債農民騒擾がその後の日本近代の農村の動きとどのように関連しているかという視点からその展望を考える。

以上の点を課題としつつ、さらに負債農民騒擾の中で最大の規模をもった秩父事件の独自の位置を明らかにすることを重要な目標として設定した。

第一章1では、負債農民騒擾を担った集団について、全国的な事例から概念的な整理を行ったが、結論として、困民党・借金党・負債党・貧窮党・貧民党などの「党」とは、私的なあるいは地域的な集団を意味し、近代的な「政党」とは原理も目標も立脚点も全く異なっていること、また、負債者たちが組織を作った場合でも自らは「党」とは名乗らず、「会」とか「社」という言葉を使っているという事実を確認した。

第一章2では、全国六〇数件の負債農民騒擾のうちで、激化事件にまで至ったのは秩父事件と群馬事件のみであるにもかかわらず、後藤靖をはじめこれまでの研究者の多くが、困民党を自由党の限界を突き破って進んだ、日本にお

けるブルジョア革命運動の最も急進的な部分として位置づけてきたことを批判するとともに、より多くの負債農民騒擾・困民党の事例を積み上げて、その実像を作り上げることが重要であると指摘した。

第二章1では、負債農民騒擾の全国的な概略を集計した下山三郎・青木虹二の作業を先駆的な業績として評価しながらも、同一事件を重複して数えたり、事件の形態の分析の基準が曖昧であるなどの問題点について触れ、騒擾件数については、はじめは別々の騒擾であっても後になって合体するものがあるため厳密に確定することは難しいが、とりあえず全国の総計を六四件とした。

第二章2では、これまで筆者が収集した史料に基づいて、騒擾を府県別に概観したが、個別の事件を詳しく見ていくと膨大になるため概略だけにとどめるとともに、これまであまり知られていないものを重点的に紹介した。

第三章1では、全国の負債農民騒擾で出された要求内容を分析し、その総括として、「基本的要求としては、借金の据置きと永年賦(一〇〇五〇か年)返済であるが、それと同時に地租の引き下げや延納、小学校の休校や廃止、小作料の支払い延期などの要求が出されていることもあり、さらに質地の請戻しや質物・抵当物の返還、直小作の要求なども付随的に出されている」とした。また、こうした要求が一八八〇年代初めに集中して出された客観的条件には松

方デフレがあることを、幾つかの統計を示しながら述べた。

第三章2は、負債農民騒擾の研究には、さらにその主体的条件についての追究が必要であることを述べたものである。従来、色川大吉以外の研究者は、そこに視点を向けてこなかったが、近年になり、森山軍治郎・鶴巻孝雄らによってそうした観点にたつ研究が出されてきたこと、とりわけ鶴巻の論点は、負債農民騒擾を自由民権運動とは別のものとみなし、その意識を近世の質地騒動を支えていた「百姓立行き」観念や共同体存続願望の延長線上に置いた画期的なものであると評価した。その上で、当時の負債民たちにとって最も深刻な問題であったのは担保地を奪われることであり、そうした危機感が騒擾の原因となっていることを考えれば、この時期の農民の土地意識のあり方を追うことが負債農民騒擾の主体的条件を追求していく上で重要であることを指摘した。

第四章では、農民の土地意識の流れを捉える前提として、1では田畑永代売買禁令の下で存続していた金子有合次第請戻し慣行および流地について、旧来の研究を自らの観点より整理し、2では明治政府の出した土地担保関係法令について編年的に追った。特に2では、政府が田畑永代売買の解禁と地租改正により土地所有を公認するとともに、質入書入などの土地貸借のあり方を大きく変え、年季明け後の借金の決済を担保地の糶売(公売)と身代限でするよう

にしたこと、その決済方法の変化は、民衆が長らく慣れ親しんできた土地債行の廃止を意味し、それが彼らに土地意識の変更を迫り、少なからざる違和感を抱かせたことを指摘した。(なお、その処置が始められた時期について、書入地については従来よりも知られていたが、賃入地については必ずしも明らかでなかったものを、本論では司法省史料を追跡して、それが広島県および栃木裁判所の伺いに対する一八七四年六月の司法省回答の時からであることを明らかにした。)

第五章1では、『明治前期大審院民事判決録』の分析を通じて、法的には否定された金子有合次第質地請戻し慣行が、現実には依然として続いており、大審院も当初はそれを考慮に入れた判決を出していたが、一八八四年を境にしてそれを否定し、近代的私有権の立場にたつて債権者擁護の姿勢を鮮明にした判決を出すようになっていった過程を具体的に明らかにした。

第五章2では、新しい借金の決済方法として糶売と身代限処分が行われるようになり、それが松方デフレ期に史上まれにみる土地移動を現出させたということを実証的に追った。そして、そういう危機的状况に直面した農民たちが、基本的な生産手段である土地を維持し、小農民としての存在を守るためには、どうしても負債の据置きや年賦返還を債権者に求めねばならなくなり、そうした条件の下で起こ

ったものこそが負債農民騒擾であることを改めて確認した。

第六章1では、負債民の相手である私立銀行や銀行類似会社など当時の地方金融機関について分析した。まず、従来の研究では多くの場合、ア・ブリオリに困民党善、金融機関悪という図式で見えてきたが、それは先験的な予断に基づく断定であるとし、負債者たちから金融機関が苛酷な存在として敵意をもって受けとめられた理由を事実に見て見ることが重要であると指摘した。そして、結論として、新しい金融機関は合本資本の会社組織の形態をとり、その活動は定款や規則などで規定されており、負債の処理や裁判所への糶売・身代限の執行の申請なども、それにしたがって合目的になされることが多く、そのために在来金融においてはまだ残っていた「ほうづけ」「はなげえしばい」や土地の「売戻条件付売買」などのような温情的な配慮の働く余地がなくなったのであるという見方を提起した。

第六章2は、負債者たちが集団として行動を起こすに至る過程、組織のあり方、結集の方法などを見たものであるが、負債農民騒擾の行動や組織の特質として、次の三点を挙げた。①騒擾の発端は村落の上層部や有力農民を中心にして寄合の延長として自然発生的に屯集・相談が持たれた場合が多く、警察や行政側の説諭や監視によって、債主との交渉に至らないまま終わってしまったことも少なくない。

②結集にあたっては、共同体的強制に基づく参加強制、竹

法螺を吹き篝火等を焚いて神社に集まってくる方法、押し出しの際に蓑笠を着たり鍬・鋤さらに竹槍などを携えたりすることなど、近世の百姓一揆の方法を踏襲している側面が多く見られる。③しかし、債主への打毀しや焼打ち、殺傷などの暴力行為は実際にはほとんど起こっていない。その理由としては、集団的な暴力行為のいっさいを禁止する法体系が作り上げられていたこと、そのことを負債民のリダーである上層農民たちが熟知しており、地域秩序の混乱を望まない彼らが近世的な実力行使を控えたことなどが挙げられる。

これらのことを踏まえて、一般の負債農民騒擾は、あくまでも眼前の負債問題に対する条件闘争であったと結論づけた。

第七章は、本論の中心をなす部分であり、最も力点を置いた部分であるが、1では、秩父事件が第六章2で見たような条件闘争の質を越えて、債主への徹底的な破壊と、さらには国家に対する武装蜂起にまで至った背景を見たものである。そして、その主要な要因として、松方デフレが峻烈を極めた頃、秩父では「板垣公」「自由党」による「世直し」という解放幻想が生まれたこと、それが借金のみならず諸税や徴兵などに苦しむ地域民衆の心を捉え、自由党への期待から蜂起へと向かっていったという事実とその筋道を明らかにした。さらに、そうして現実の政治権力を相對

化し蜂起へと進んだところに、この事件が近世の一揆の限界を越えた画期的なものであると同時に、そのような幻想的権威によってしか国家を越えられなかったことは近代的政治運動と異なる次元のものであることを示しているとして、この事件を歴史的に位置づけた。

第七章2は、秩父事件に参加した者たちのさまざまな意識や行動のありようを分析したものであるが、まず蜂起へのかかわり方について、菊池貫平・井出為吉のように西欧近代政治思想に通暁し独自の計画をもって参加した者から参加強制によって加わった者に至るまで多様であり、それらが重層構造をなしていたことを指摘した。ついで、そうした多様性を無視して、一部の突出した者の思想をもって秩父困民党全体のものとし、事件参加者がすべて自由党急進派の主張する「専制政府顛覆」というスローガンを受け入れたかのように捉え、この事件を自由民権運動の最高の形態であるとする従来の有力な見方の誤りを論証した。さらに秩父事件における行動形態には、参加強制や焼打ちなどが見られ、基本的には近世の世直し騒動の系譜の上にあるものであり、国家権力と立ち向かった民衆の勇氣や、行動のダイナミズムはいかに評価すべきものであっても、それが近代の政治運動にストレートには継承されにくいものであり、したがって秩父事件を現代の民主主義の源流とすることは無理であるとして、そのような見方を改めて批判

した。

第八章は負債農民騒擾のその後の展望を見たものである。まず1では、その成果と課題は初期社会主義や小作争議に引き継がれていくという従来言われていたシエーマについて、そのように図式化することの意味に疑問を提起した。

ついで2では、負債農民騒擾の起こったことが、その後の日本近代の農村にどのような影響を与えたかということに関して新たな論点を展開した。まず、負債農民騒擾が広汎に展開した静岡県を例にとり、負債農民騒擾を反面教師として報徳社が急速に発展し、負債から自村を守るために、無利子・永年賦返済の相互融資機関としての役割を果たしたことを挙げた。ついで、国家による上からの対処として、次の2点を確認した。①松方デフレの惨状を報告した『興業意見』をまとめた前田正名のグループは農商務省から一掃されたが、彼の流れを汲む開明派官僚は、その後の農村のあり方に強い危機意識をもち、特に品川弥二郎らは、プロシアでの急速な資本主義の進行が小農民や小商工業者を圧迫して社会不安が増大していく中で、相互救済機関としてシュルツ・デーリッッシュ式の信用組合が作られ社会主義運動の発展に対する予防的な役割を果たしたことを先例として、信用組合の設立に尽力した。②こうした国家の上からの政策と、下からの報徳社運動が結びついて初期信用組合が発展し、さらにその後、それを踏まえて産業組合が各

地で作られ、日露戦後の不況期に急速に展開し、危機回避をめざす農民たちを吸収した。特に埼玉県秩父・児玉両郡、神奈川県、静岡県などの組合は、農商務省から高い評価を受けた。

このように、負債農民騒擾により出された要求は、資本主義的貨幣経済が農村に浸透していく時期に、開明派官僚によってボナバルチズム的に矮小化されて制度化されたが、それらが決して国家からの一方的な押しつけではなく、むしろ農民たちが下から積極的に支えた面のあること、そして例えば賀川豊彦のように、それを自主的な協同組合の方向に改良していく一定の成果を生んだことなどを、事実即して述べた。また、負債農民騒擾が内包していた近代的所有権と資本主義的市場原理あるいは近代文明への批判は、その後も近代の農村にくすぶり続け、時には秩父事件の再来を思わせる「農民青年社事件」を起こしたりすることもあり、そこには資本主義の非人間性を告発し、人間性の回復を訴えた面のあることを指摘した。

終章では、困民党研究の深化にとって重要なこととして、①負債農民騒擾を松方デフレ下の自律性をもった農民運動としてとらえ、それ自体としては政治運動である自由民権運動とは別のものであると見ていくこと、②負債農民騒擾を、地租・公課の軽減や小学校の休校・廃校を求める運動、株場・入会地騒動、徴兵忌避の動き、民衆宗教など、

松方デフレ期に起こった種々の民衆運動全体の中で見ていくこと、③負債農民騒擾をタテの関係から、つまり負債問題をめぐる歴史的な展開のあり方、とりわけ借金を媒介とした土地問題と小農民経営の問題から捉えていくことの三点を挙げた。

以上が本論の要旨である。ここで改めて総括すれば、本論はこれまで自由民権運動の一環としてしか光の当てられてこなかった困民党・負債農民騒擾の真実の姿を多くの事実を積み重ねることにより明らかにしようとしたものである。そして、困民党・負債農民騒擾は、決してそのようなものではなく、むしろ民権運動を含めた成立期の日本近代の国家と社会に対する民衆的世界からの批判であり自己主張であるということ述べたのである。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 日本近代社会成立期の民衆運動

——困民党研究序説——

論文審査報告者

佐々木潤之介

田崎宣義

安丸良夫

本論文の構成

本論文は、一八八三年から八四年にかけて、わが国の各地でおこった負債農民騒擾(負債返弁騒擾ともよばれてきた)について積みかさねられてきた著者の研究のまとめである。本論文において著者は、一方では、騒擾の実態とくに騒擾での具体的な要求のあり方から問題をとらえ直そうとする態度をとっているが、他方では、ほぼ一貫して、これまでの騒擾の研究やその意義づけについての批判にもとづいた新たな問題提起の態度をとっている。

長年にわたる研究史への幅広い配慮と、各地の騒擾についての現段階での史料的研究史的な到達点の把握のうえでまとめられた本論文の構成は以下の通りである。

まえがき

序章 日本近代社会成立期の民衆運動

3頁

第一章 困民党とは何か

17頁

1 困民党とは何か

第二章 困民党と自由民権運動

47頁

1 負債農民騒擾の概略

2 全国的概略

3 府県別概略

第三章 負債農民騒擾の条件

97頁

1 要求内容と客観的条件

2 主体的条件——困民党の意識

第四章 近世の土地慣行と近代的土地所有

127頁

1 近世の土地制度と土地慣行

2 近代的土地所有の成立

第五章 松方デフレ期の土地問題

153頁

1 質地請戻し訴訟と地券名請

2 身代限処分の急増

第六章 負債農民騒擾の行動論理

183頁

1 在来金融と新しい金融

2 負債農民騒擾の組織と行動

第七章 秩父事件

217頁

1 秩父事件の歴史的位

2 秩父事件と自由民権運動

第八章 困民党と近代日本

257頁

1 困民党と小作争議

2 困民党と近代日本

終章 困民党研究の深化のために

305頁

あとがき

315頁

本論文の概要

本論文の構成にしたがってその内容を要約的に述べれば、以下のとおりである。

序章では、著者は本書の問題と目的とを述べる。明治維新からの十数年間の民衆運動は富裕者対貧困者、国家対民衆の二つの類型にわけられるが、対立の分類からいえば、前者に属する困民党などによる負債農民騒擾は、単に債主対負債農民という図式だけではとらえられず、明治政府の進めた近代化政策に対する農民のプロテストでもあったのであり、それ故に、この負債農民騒擾こそが近代成立期の民衆運動の特質をもっとも明確に示しているものとしている。そこで、問われたのは「農民にとって土地とは何か」「私有権とは、法とは何か」、さらには「民衆にとって近代とは何か」という問題であったという。

その上で、これまでの困民党研究について、三点での批

判をする。ひとつにはそれが秩父困民常を典型としていることから、かなり偏っているものとなっているのであって、できるだけ多くの負債農民騒擾の事例研究によって、困民党の全体像を描いていく必要がある。ふたつには、それが負債農民たちの主体的な意識の問題をほとんど看過してきたのであり、負債農民騒擾に参加した民衆は依然として旧来の文化的条件にあったのではないかとする。みつつには、日本近代の展開のなかでの困民党から小作争議へという発展のシェーマは公式的にすぎるとはならないかと問い、報徳運動などへの展開も含めた位置づけをするべきではないかという。

第一章では、明治一七年一〇月、埼玉県北部で小作料延納・借金無利息据置一〇ヶ年年賦・田畑請戻を要求項目として起こった貧窮党騒擾の検討を通じて、この運動にも要求にも自由黨員は無関係であることを述べ、それは、ほかの多くの困民党や負債農民騒擾においても共通していることから、困民党とは何かを問題にする。そして、それは、あくまでも負債という目前の生活上の問題のためにつくられた集団なのであり、立憲政体の樹立を目標にして作られた自由党などの政党とは峻別するべきだという。

ついで、困民党と自由民権運動の研究史をとりあげ、自由党・困民党の間に「指導同盟」関係としてとらえようとしてきた研究動向にたいして批判し、そのような関係が

成立した秩父・群馬事件はごく特殊な例であったという。困民党の運動は、借金の延納を要求して起こった闘争であって、国家形態の变革をめざす民権運動とは別のものとする。そしてそれがなぜ松方デフレ期に集中的に起こるのかという問題をさぐるべきであろうと、本書での検討の枠組みを提示する。

さらに、困民党と土地革命に関する研究史について、それらが理解の根拠としてきた秩父事件は、負債農民騒擾一般とは異なる固有性をもった事件であること、秩父事件を含めた困民党に参加した民衆の基本的理念は「世直し」意識であったこと、明治政府の近代的土地所有権の法認過程についての評価が不十分であったことをあげて批判し、困民党に集った松方デフレ期の農民たちは、「生産の自由」「営業の自由」など近代的な原理が支配的になろうとする時期に、旧来の慣行の立場から自分たちの生活を守ろうとしたものであるとする。

第二章では、負債農民騒擾の概略について述べる。まず、さまざまな内容からなる松方デフレ期の貧民たちの運動のなかで、たんなる救助米要求や、買い占め商人への襲撃未遂事件・質地訴訟などは負債農民騒擾から除外される。そして、全国的な規模で、負債農民騒擾が博搜される。北は宮城県の二件の騒擾から南は鹿児島伊佐郡の債主への攻撃の企てまで、六四件の騒擾事件が個別的に検討され、紹

介されている。

第三章ではそれらの騒擾の要求内容と客観的条件について論じている。まず、要求内容が整理され、借金の据置と永年賦返済とが基本要求であることが明らかにされる。ついで、このような要求の背景としての、松方デフレが検討される。重い税負担のもとでの農民たちの生活困窮化が進行し、地租滞納による公売処分によって、農民層分解が一举に早められたという。このような貧窮農民の負債とともに、特に東山養蚕地帯での豪農・上層農民たちの生産資金借入れが負債となることが重要な問題であること指摘する。そして、負債農民騒擾では、貧窮化による負債よりは資金借入れによる負債を理由とするものが多いという。

そのうえで、これまでの困民党研究が自由民権運動との関連においておこなわれてきた研究動向を批判し、それを自律的な民衆運動とみるべきであるという著者年来の主張を述べ、これを近世の民衆運動の系譜からとらえようとする研究動向に賛意を表している。それは、騒擾における共同体的な道義に基づく不正観念を重視し、そこから騒擾全体をとらえなおそうとする動向であるが、著者はさらにその基礎に民衆の伝統的な土地意識があり、それが負債農民騒擾の主體的契機の基本であるという。そして幕末期の世直し騒擾と負債良民騒擾との関連・比較を検討し、開港と

松方デフレとのそれぞれにおける基礎的條件の違いとともに、騒擾が近代的土地所有権の法的整備の過程における問題であることに注目する。ここでは、近代的私的土所有の展開と、質地請戻や質流地などに関する伝統的土地慣行および、それに基底づけられた農民たちの土地にたいする強い所有意識との矛盾の問題として、騒擾がとらえなおされることになる。そのような農民たちによって支えられた負債農民騒擾は借金そのものよりも借金による土地の喪失という小農民経営の危機によって生じたものであるという。

第四章では旧来の土地貸借慣行を概観するために、近世の土地制度と土地慣行がとりあげられる。まず中世からの土地制度に関する法制史的研究が紹介され、最近の若干の個別研究で補いながら、金子有合次第請戻が一般的な民衆的な土地慣行であることが結論づけられる。明治の初め永代売買の解禁からはじまった土地制度の改革について、一八七三年の地所質入書入規則が土地政策の転換であるとする著者は、とくにこの規則の流地公売規定がこれまでの年期後請戻慣行を否定するものであったとし、近代的私所有権の法体系の整備が旧来の土地と金融の慣行を打ち壊し、それによって守られていた民衆の生活と村落共同体のあり方をおおきく変えていくことになる結論づける。

第五章は農民が直面していた土地法制の変化を、1では質地請戻し訴訟と地券名請のあり方、2では身代限り処分

を通して検討し、松方デフレ期の土地問題と負債農民騒擾との関係を説明することにあてられている。

1では、政府が公的には否定していた金子有合次第質地請戻し慣行が依然として行われ、請戻しを認める判決も出ていたこと、しかし一八八四年前後を画期に裁判では請戻しが認められなくなることを指摘している。また、大審院判例の質地請戻し訴訟は関東とその周辺部に多く、この地域で質地請戻し慣行と政府の近代的土地法が激しくせめぎあったとする。また、質地請戻し訴訟の背景ともなった地券の名請人を質取主とする例は関東地方に多く、中には「一村協議」の上で質取主を名請人とした例もあり、借金を返済すればいつでも土地を請戻せる慣行が当時の農村社会にあったという。さらに質取主を名請人とした質地請戻し訴訟の大審院判決でも一八八四年前後を境に質取主優位が確立するとする。

以上から、負債農民騒擾での借金延納要求の背後にはデフレによる借金問題の深刻化だけでなく、慣行に立脚する農民の土地所持意識に対する一八八四年頃を画期とした近代的土地所有権の優位の確定があったとする。

2では、デフレの進行にともなう身代限り処分の急増と平均債務額の少額化、農村での被処分者の増大から、負債農民騒擾の多発と身代限り処分との関連性を指摘している。最後に著者は、負債農民騒擾の本質は近代的土地所有制

成立期の小農民の土地問題であって、単なる借金問題ではないと結論づけている。

第六章は、1で騒擾に結びつく負債民と債主との関係の変化を検討し、2では騒擾の組織と行動からその歴史的位置を明らかにしようとしている。

1では、負債問題の展開の仕方は、①債主が同一村に住していたり従来の貸借慣行が存続している場合と②債主が村内にいない場合や私立銀行・銀行類似会社などの近代的会社組織の場合とは異なるとし、①の例として北相模地方の貸借清算や請戻し慣行の存在、流地による債務解消や流地後の質地を直小作に出す慣行の存在などを指摘する。また②の例として群馬県の生産会社を取上げ、近代的会社組織は「民衆的世界の論理」と鋭く対立する可能性がより多かったとする。

2では、負債農民騒擾は自然発生的性格が強いが、その組織化と結集方法の特徴は、①農民に対し参加強制が行われる、②集合の合図に竹法螺や篝火が用いられ傘連判の回状が出される、③稀には組織の継続性を確保するために会費を徴収する、の三点にあり、このうち③のみが近世的限界を超えているが、全体的には近世の一揆の枠内にあったという。

また騒擾の行動形態の強談や押し出し、蓑笠に鍬・鋤などのいでたち、武器携行・人身殺傷の禁止などは百姓一揆

や世直し一揆と同様であり、行動上の相違点は物理的な攻撃がほとんどでなかった点にあるとする。著者はその理由を①法令や政府の攻撃・弾圧で民衆が行動を自己規制したこと、②村落共同体の存続を重視する上層農民の意向が反映したこと、③一揆のあり方を踏まえながらも、敵対者への攻撃という点では国家秩序の枠内にとどまったとする。

第七章の1では、秩父事件を他の負債農民騒擾と区別する特徴として①負債延期運動が失敗したこと、②国家権力に対する武装蜂起にまで発展したことを指摘する。また参加者が蜂起を「板垣公」・「自由党」の「世直し」と観念していた点に事件の時代的特徴があり、支配権力とは別の権力が正当性の根拠であったことが国家権力との武力対決を可能にしたとし、その思想的意義を、①政府とは別の権力に自らを托して支配権力を相対化した点で世直し一揆と一線を画すが、②その権力はなお幻想的権威であり、民衆の権力構想に基づくものではない点に近代の民衆運動との質的差異がある、の2点にあるとし、特に②は自由民権運動との質的違いであるとして秩父事件を民権運動の延長線上に位置づける通説を退け、秩父事件の民衆闘争史上における画期性は、民衆が独自の観念世界の中から支配権力を相対化した民衆反乱にまで発展させた点にあると結論する。

2ではまず、民衆蜂起が秩父地方で起きた理由を検討し、

秩父地方の民衆が自由党や板垣を権威の抛り所としたのは彼らがその実像を知らなかったためであるとする。同時に蜂起の指導者たちの中には自由党の現実や西欧近代政治思想に通ずる者もあり、参加者の思想・意識のあり方は多様であって、参加者すべてが自由党急進派の思想を受容したと考える通説は誤りであるとする。

また秩父事件の自由民権的な要素を思想的側面、組織上の特徴、運動の論理に分けて検討し、思想的には「要求四ヶ条」のモラトリアム・教育観・徴兵制への態度のいずれも自由党と異なり、組織上の特徴も「総理」以下の役割表や「軍律五ヶ条」が必ずしも機能せず動員方法も参加強制であって自覚的誓約集団的組織の自由党とは異なる原理に基づき、運動の論理も、民権運動のそれが持続性であるのに対し、秩父事件は非日常性であるとし、秩父事件と民権運動の異質性を強調する。また加波山事件とは、地域全体を蜂起に参加させようとした点で異なるという。

以上から著者は、秩父事件や負債農民騒擾は「近代が押しつぶそうとした民衆の世界に根拠を置」くもので、その後の政治運動とは思想的にも組織的にも異質であると結論する。

第八章では前章の見解がさらに展開される。

1では自由民権期の激化諸事件や負債農民騒擾が初期社会主義・小作争議に継承されるとする見解に対する反論が

行われる。激化諸事件との関係では、激化諸事件の内容は多様で一括できる性格でないこと、蜂起という形態は継承されなかったことなどから、継承関係は認められないとす。次に負債農民騒擾と小作争議との関係について検討し、初期小作争議は組織や戦術で共通するが運動の理念は共通せず、本格的小作争議は小農民経営の回復という理念は共通するが組織・戦術面では異なり、どちらも闘いの論理の継承とはいえないとした上で、負債農民騒擾の継承について、より多面的な見方をすべきであると提起する。

2では報徳社—信用組合—産業組合という系譜と農村の都市からの自立による革命という二つの事例を取り上げる。前者の系譜について、これを行政側からの不況対策として捉えるだけでなく、騒擾とは逆の対応によって農村の回復をめざす農村側からの動きとしても位置づけられることを具体例に即して論じた上で、報徳社・信用組合・産業組合のような対応は地域的にも実態的にも、小作争議よりはるかに現実的な農民的対応であったとする。さらに賀川豊彦の協同組合論を産業組合運動を農民自身で改革しようとしたものと評価し、ここに「近代成り立期の農民たちの抱いた資本主義的原理への違和感が、農民のもつ共同性を基軸として結実していった」とする。

後者の事例として宮崎晃の「農民に訴う」をとりあげ、人間性を退廃・喪失させる資本主義体制を農村の都市から

の自立によって崩壊させて農民の共同性を回復しようとする考え方を紹介し、このような考え方や動きが不況や恐慌が農村を襲うたびに現れるという。

以上をふまえ著者は、不況・恐慌期の農民の運動の基本は農民経営と村共同体の解体を防ごうとするものであったとし、負債農民騒擾や困民党の運動は「資本主義の市場原理が優勢になりつつある時に、その非人間性を告発し、人間性の回復を訴えた運動であり、しかもその種の運動の最も早い時期のものである」と結論づけている。

終章では、本論文の基本的論点にふれながら、困民党・負債農民騒擾の今後の研究深化にとって重要だと思われる観点が三つにまとめられている。第一に、負債農民騒擾は目的・主体・組織などにおいて自律性をもった独自の民衆運動であって、国家形態の変革をめざす政治運動である自由民権運動とは区別されねばならないこと。第二に、負債農民騒擾とおなじ時期におこった自由民権運動にたいしては、自律的な種々の民衆運動——地租・公課の軽減や小学校の休廃校を求める運動、秣場・入会地をめぐる騒動、徴兵忌避、民衆宗教など——についての研究を深める必要があること。第三に負債農民騒擾を、負債問題、とりわけ土地問題との関連でのそれについてのその後の歴史的展開とのかかわりでとらえていくべきこと。最後に、困民党研究については主観的な願望が前面に出過ぎて独善的な見解に

陥る傾向のあることが重ねて指摘され、実証研究の重要性を強調して、本書の結びとしてゐる。

本論文の成果と問題点

本論文は、負債農民騒擾を主題とした最初のまとまった学術的著作である。その成果は、つぎのように整理できよう。

① 負債農民騒擾を全体として整理・展望してその特徴をとらえたこと。これはもとより多くの先行研究をふまえての作業であるが、著者は、さまざまな工夫をこらして、負債農民騒擾を六〇余件に整理してその特徴を総括し、これまでの秩父事件や群馬事件の事例だけから形作られやすかった負債農民騒擾の歴史像について再構成する道を切りひらいたものといえる。

② 負債農民騒擾を自由民権運動とのかかわり、影響からとらえる、現在でも有力な見解を批判し、それが民権運動とは異質の独自の民衆運動であることを検証したこと。この点は、負債農民騒擾に一般的な要求、組織や行動様式、および、それらを支える農民の社会的意識や価値観に即して、明確な輪郭をもって明らかにされたといえる。

③ ②の問題をとりわけ、明治政府の推進する近代化政策のもとでの近代的所有（私有）制の発展と、それによって抑圧される農民の伝統的土地所持観念との対抗という視点

から詳細に分析したこと。この点は、近世法制史や土地制度史、農民の伝統的土地所持観念にたいする近代的法体系と裁判・警察制度の破壊的役割、それにもかかわらず存続する地域社会の慣行などから具体的多元的に論ずる努力がなされており、本論文のもつ大きな特徴となっている。

④ 秩父事件を、負債農民騒擾の系譜に属しながら、しかし、農民側からの独特の幻想としての自由党像と結びついた世直し観念と、それに基礎づけられたはげしい実力行使という観点からとらえて、その歴史的位置を明らかにしたこと。これは、秩父事件を民権運動・民権思想の受容とその急進化としてとらえてきた通説にたいするアンチ・テーゼとして重要であると考えられる。

しかしながら、こうした成果にもかかわらず、本論文のもつ問題点として、以下の点は指摘されねばならないと考えられる。

① 研究史の整理が二者択一的に単純化される傾向があり、民権運動と負債農民騒擾の関係や負債農民騒擾を独自の民衆運動として論じた先行研究の成果が、必ずしも適切に位置づけられていないこと。ただしこれらの点の多くについては、補充論文「日本近代社会成立期の民衆運動研究の方法」では、おおいに改善されて、著者の観点からのほぼ適切な整理がなされているといえる。

② 著者の見解が正しいとすれば、そのもつとも強調する

農民の伝統的土地所持観念が、負債農民騒擾そのものな
 かで、運動史に即してより具体的に検証されねばならない
 ということ。負債農民騒擾が頻発した一八八三—一八八四年に
 土地所有観念についての大きな転換と相克があったことは
 理解できるし、その点についての歴史的背景の説明もなさ
 れてはいるが、負債農民騒擾そのものの運動史論的分析に
 はなお不十分さが残り、おそらくその結果として、著者の
 いう農民の伝統的土地所持観念が負債農民騒擾のなかで果
 たす役割についての分析も、運動に即した形では十分に達
 成されているとは思えない。

③ 負債農民騒擾・秩父事件の歴史的継承関係を、一九二
 〇年代・三〇年代の産業組合運動・報徳社運動・農山漁村
 経済更生運動などに求めるのは、土地私有制の制限・共同
 的原理の強調という点からは理解できる見解であるとして

も、運動史論としては、おそらく適切ではないこと。負債
 農民騒擾と秩父事件は、近代的私有権の絶対化への批判と
 対抗であるとともに、それを非合法の大衆的実力行使Ⅱ騒
 擾Ⅱ圧力として実現しようとしているのであって、ここで
 は、著者は、近代的私有権・私有制批判という一般論に行
 論の焦点を転置しているようにみえる。

結論

このような問題を指摘しようとしても、本論文が、負
 債農民騒擾の歴史的独自性をひろい視野から論じて位置づ
 けた画期的労作であることは疑いない。よって、審査員一
 同は、本論文が一橋大学博士(社会学)の学位を授与する
 にふさわしいものと判断した。

平成四年十月十四日